

(6) 自主防災組織設置状況

本市には、町内会・自治会が112団体組織されており、それぞれの町内会・自治会単位で自主防災組織が設置されている。町内会・自治会は避難の際の一つの単位であり、自主防災組織ごとの避難対策が必要である。

【町内会・自治会一覧】

小学校区	団体	町内会・自治会名
緑陽	7	南柴田、北犬山、一番畑、上名和第1、リビオ上名和、上大廻間、長生
名和	9	上名和第2、新上野ヶ丘住宅、県営名和東住宅、北脇、名和団地、第1上野ヶ丘、第2上野ヶ丘、県営名和住宅、南脇
渡内	10	南ヶ丘、渡内、勝山、橘、泉、荒尾住宅、エスペランタ聚楽園、ライフヒルズ笹根、ライオンズガーデン荒尾町、エコタウン笹根
平洲	6	寺中、加家、平島、清水、県営清水住宅、木庭
明倫	10	向山、洞ヶ山、下大脇、小池、富田、伏見一丁目、愛知製鋼富木島社宅、明倫住宅、富木島住宅、山中
富木島	12	南道才、石ヶ根、手代ヶ丘、緑山田、新藤塚、山田、上野台社宅、西山田、東山田、清長、新長口、東長口
船島	4	姫島、伏見、東広、上瀬木
大田	9	大田、中央町、木田、ライオンズ大池、宝マンション、バンベール太田川、ライオンズ太田川、ファミリーレ大池公園、ローレルタワー太田川駅前
横須賀	27	長山、御殿、東脇、西脇、南脇、今川、旭、寺前、サンハウス尾張横須賀、高横須賀社宅、中ノ池、横須賀本町、横須賀北町、横須賀公通、横須賀植松、横須賀大門、大同元浜荘、養父第1、養父第2、養父第3、養父第4、養父第5、養父第6、養父第7、養父第8、養父第9、養父第10
加木屋	2	加木屋、サンヒルズ加木屋
三ツ池	4	鎌吉良根、南加木屋台、東加木屋、新加木屋
加木屋南	12	加南西、大堀ハイツ、チッタ加木屋、日鉄住金物流、泡池、百合ヶ丘、大池、加木屋南、大清水、東大堀、日和の丘、加木屋宙の丘
計	112	

資料：東海市資料（令和3年（2021年）8月1日現在）

第3節 対象とする地震・津波及び被害の想定

1 対象とする地震・津波の想定

対象とする地震・津波は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年（2011年）8月に内閣府に設置）」において検討されたマグニチュード9クラスの地震及びマグニチュード9.1クラスの地震に伴う津波であり、これらの地震・津波に伴う津波高及び浸水域等について、国は「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）（平成24年（2012年）8月29日）」を公表している。

また、愛知県は、同検討会で検討された地震動・津波の検討ケースのうち、県域に最も大きな影響を与えると考えられる1, 6, 7, 8, 9の5つのケースを選定して独自の被害予測調査を実施しており、その結果について、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年（2014年）5月30日）」と「愛知県津波浸水想定（平成26年（2014年）11月26日）」を公表している。

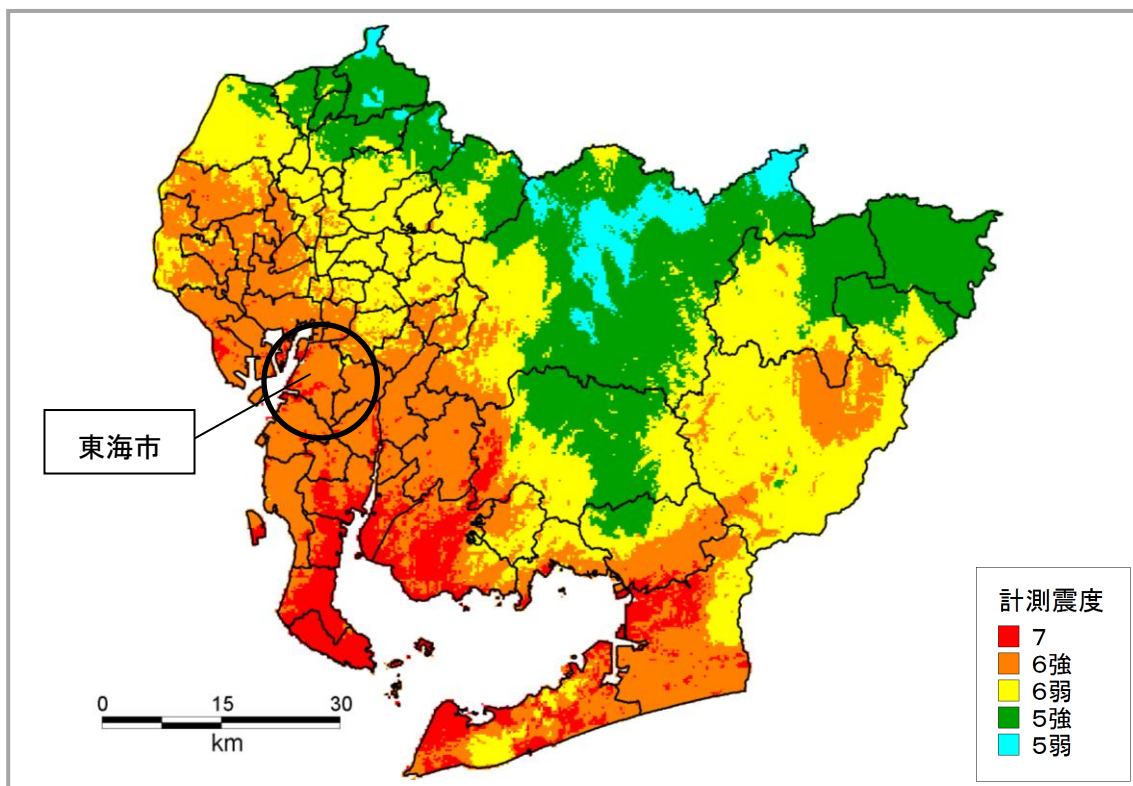
本計画では、国や県がこれまでに公表している浸水想定や被害想定の内、本市にとって最も甚大となるものを選定している。具体的には、平成24年（2012年）8月29日に国が公表した「南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル（「理論上最大モデル」）」として、地震動は、揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」、津波は、東海地方が大きく被災する「ケース①（「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定し、堤防条件として津波が堤防等を越流すると破堤する条件）」での想定とした。

※南海トラフの巨大地震モデル検討会について

南海トラフの巨大地震モデル検討会は、南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、平成23年8月に内閣府に設置されたもの。

2 震度分布

本市においては、震度 6 強の地域が大きく広がり、沿岸部を中心に震度 7 が想定される地域も分布する。



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年（2014 年）5 月 30 日愛知県防災会議地震部会）資料の理論上最大モデル（陸側ケース）の震度分布

3 津波の到達時間及び浸水域・浸水深

本市には、地震発生から約 90 分後に津波高 T.P. +30 cm が到達し、満潮位で地殻変動を考慮した本市の平均津波高が T.P. +4.0m、最大津波高が T.P. +5.0m と推計されている。また、本市における津波浸水予想地域は緑陽小学校区、名和小学校区、大田小学校区及び横須賀小学校区の一部の地域で、浸水想定面積は浸水深 1cm 以上で約 287ha、想定浸水深は最大で 2m～5m と推計されている。

※T.P.：Tokyo Peil の略で、日本の標高の基準となる東京湾の平均海面からの高さ

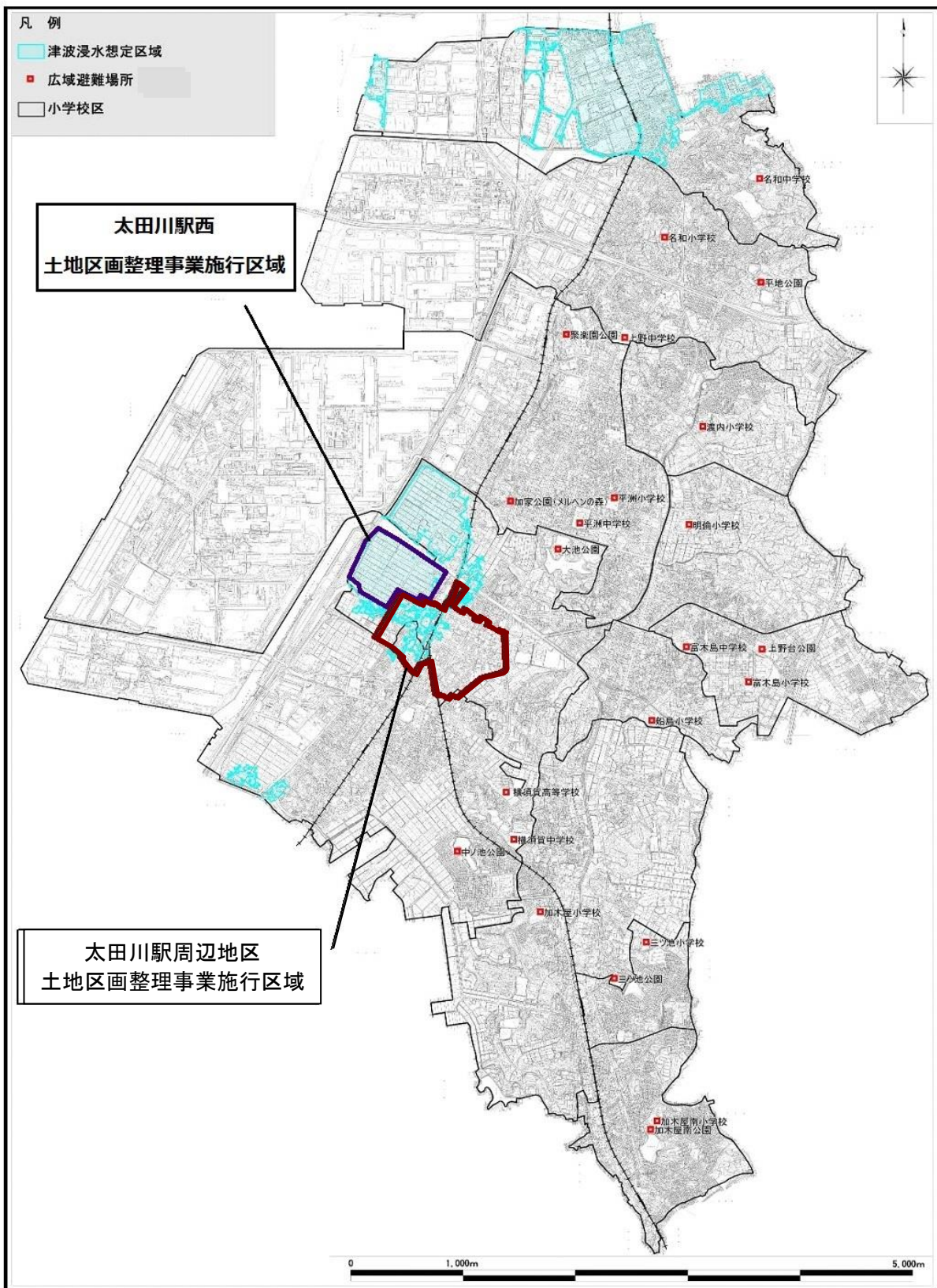
【津波浸水被害の想定】

項目	結果	備考
津波到達時間 ※浸水深 30 cm の最短到達時間	約 90 分	最短ケース：88 分（ケース⑦⑧） ケース①：91 分
津波高	平均	T.P. +4m ケース①
	最大	T.P. +5m ケース①
浸水面積	1cm 以上 287ha	ケース① 緑陽、名和、大田、横須賀小学校区の一部

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年（2014 年）5 月 30 日 愛知県防災会議地震部会）

※津波高は、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）（平成 24 年（2012 年）8 月 29 日 内閣府） - 18 -

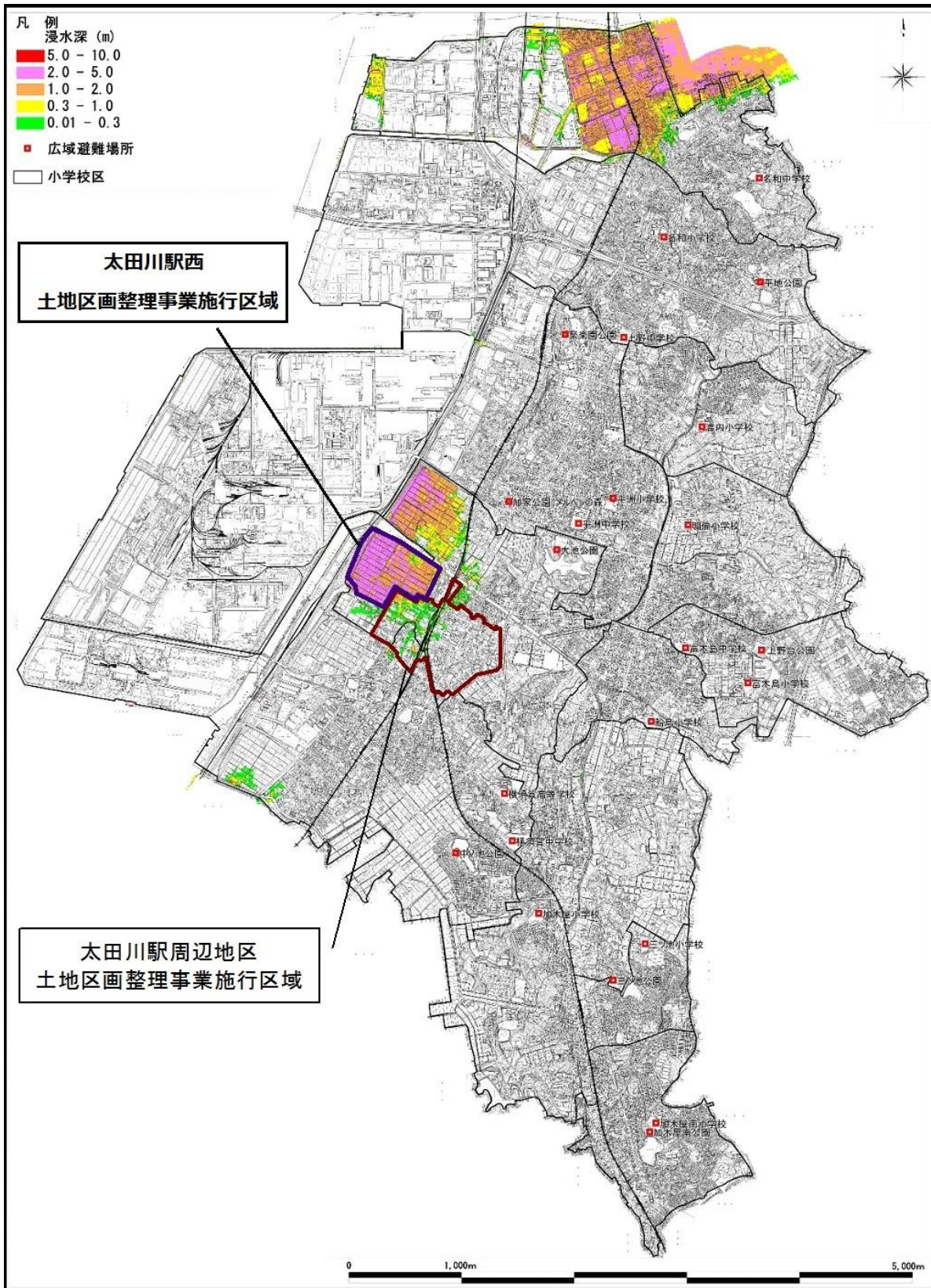
【津波浸水想定区域分布図（浸水域）】



※太田川駅周辺地区及び太田川駅西において、土地区画整理事業により地盤高が嵩上げされているため、浸水想定区域は県の公表結果（平成26年（2014年）11月）よりも縮小する箇所が発生することもある。

資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会において検討された浸水域等データ（内閣府）を基に作成

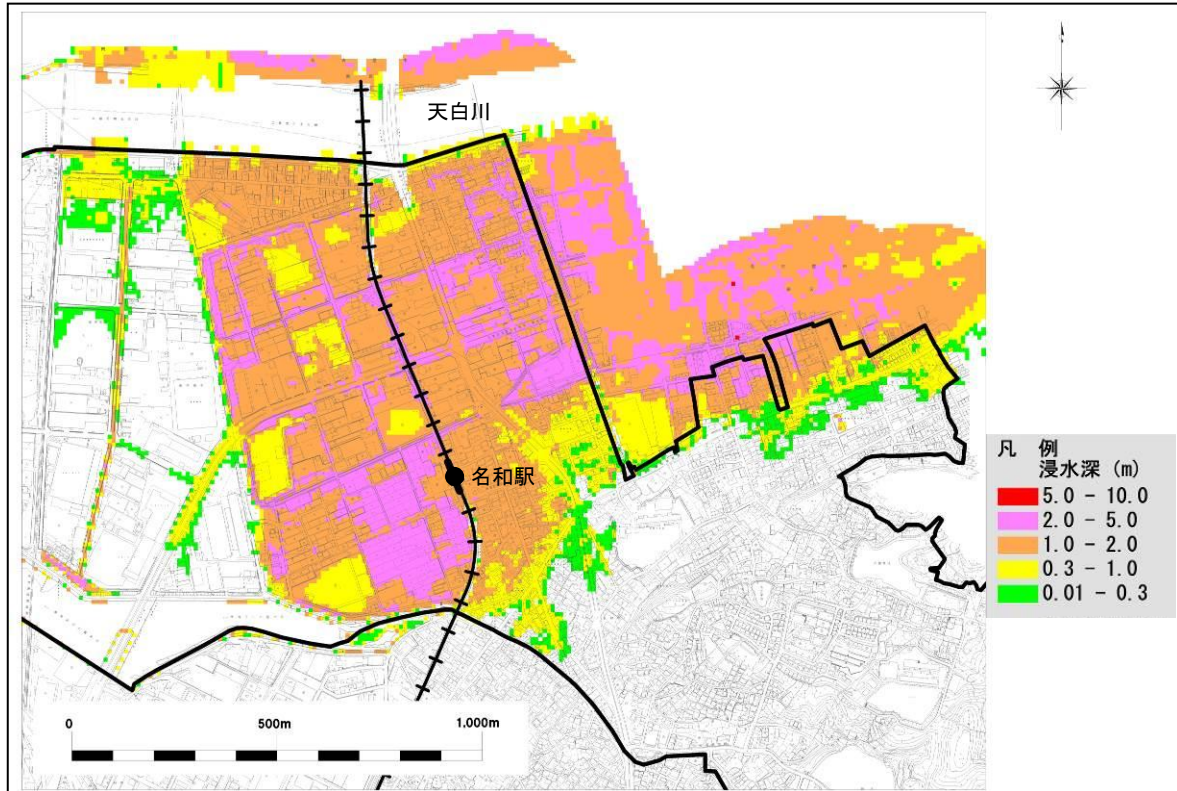
【津波浸水想定区域分布図（浸水深）】



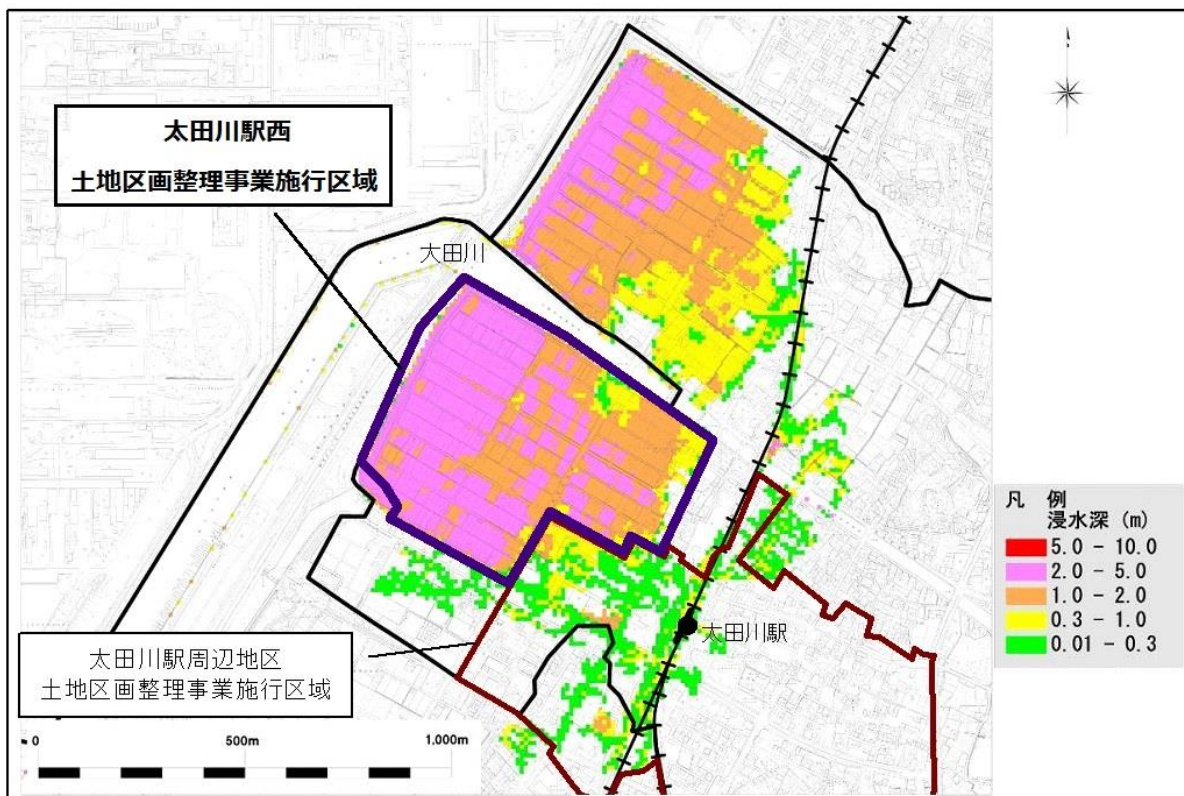
※太田川駅周辺地区及び太田川駅西において、土地区画整理事業により地盤高が嵩上げされているため、想定浸水深は県の公表結果（平成26年（2014年）11月）よりも低くなる箇所が発生することも考えられる。

資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会において検討された浸水域等データ（内閣府）を基に作成

【天白川周辺 津波浸水想定区域分布図（浸水深）拡大図】

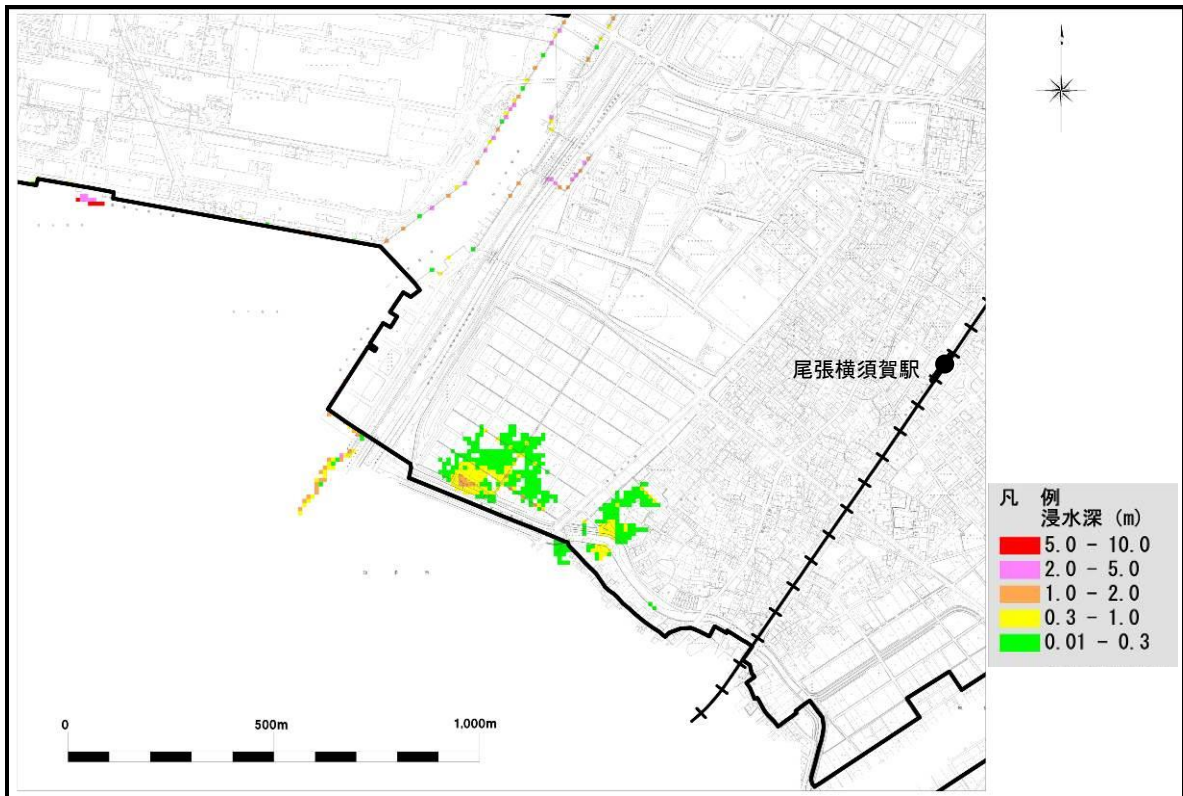


【大田川周辺 津波浸水想定区域分布図（浸水深）拡大図】



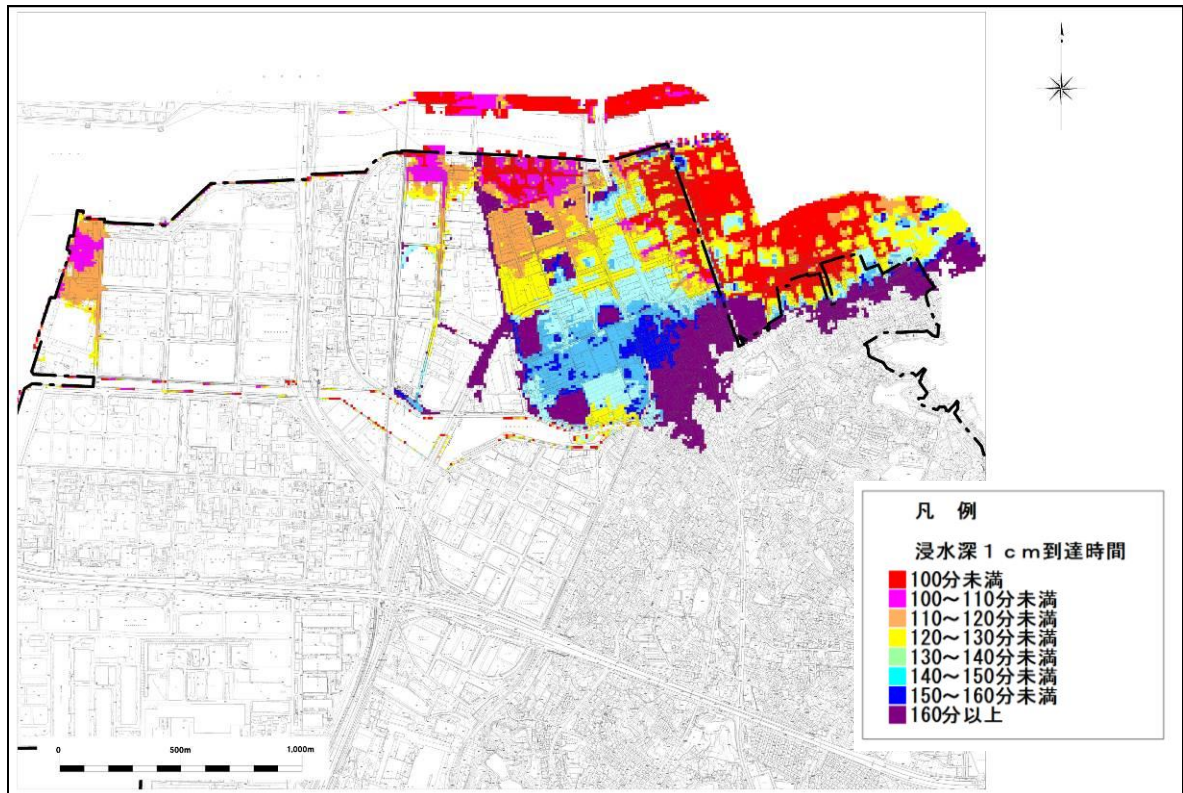
※太田川駅周辺地区及び太田川駅西において、土地区画整理事業により地盤高が高上げされているため、想定浸水深は県の公表結果（平成26年（2014年）11月）よりも低くなる箇所が発生することも考えられる。

【信濃川周辺 津波浸水想定区域分布図（浸水深）拡大図】

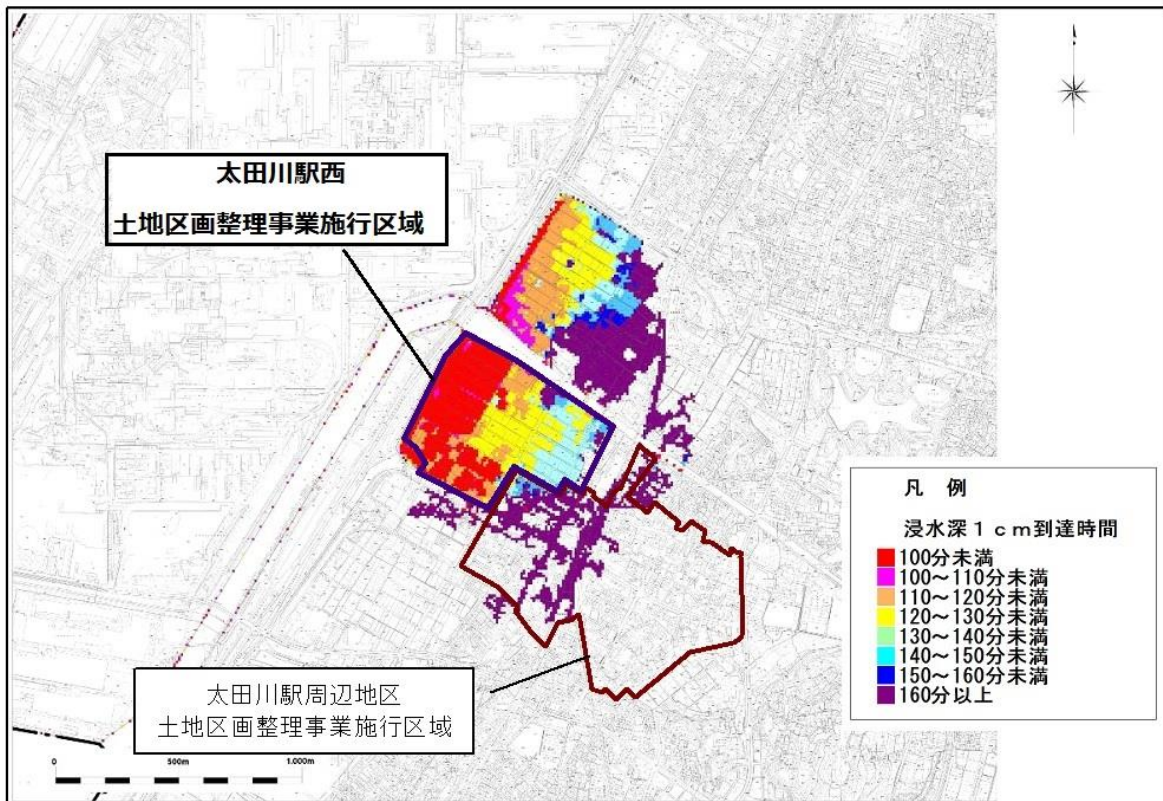


資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会において検討された浸水域等データ（内閣府）を基に作成

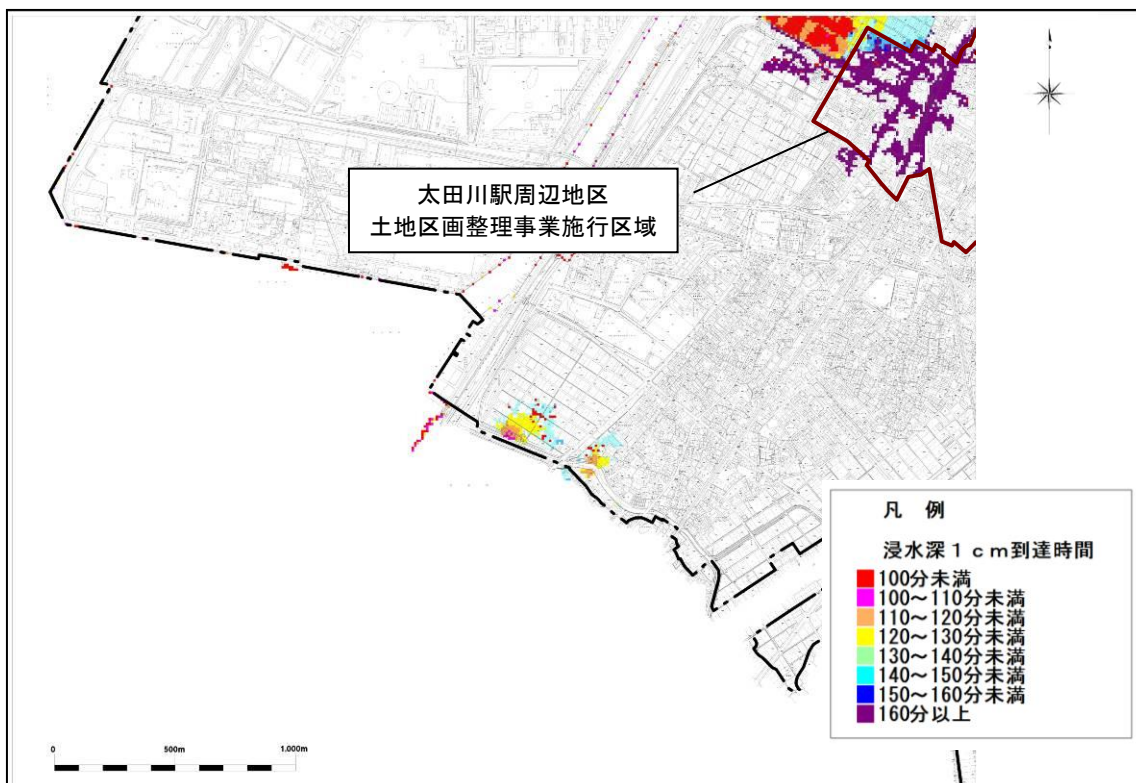
【天白川周辺 時間別浸水状況図】



【大田川周辺 時間別浸水状況図】

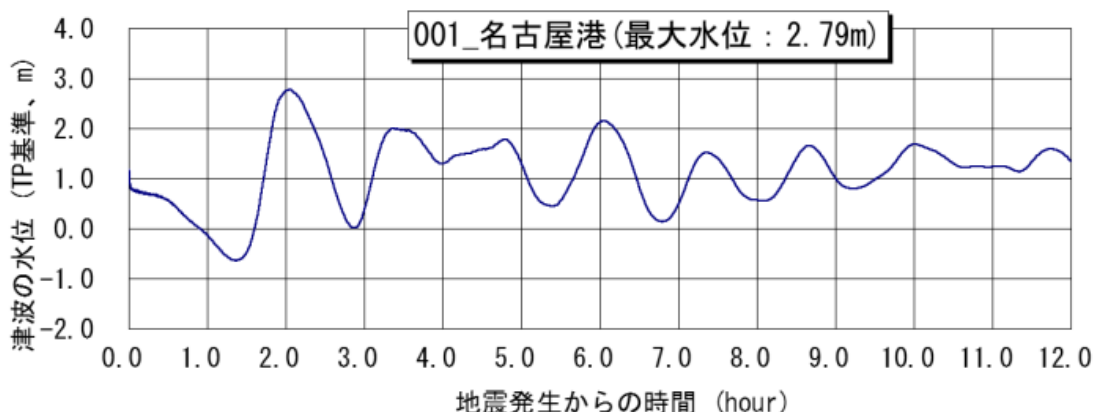


【信濃川周辺 時間別浸水状況図】



資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会において検討された浸水域等データ（内閣府）を基に作成

【時刻歴波形】



資料：平成 23 年度（2011 年度）～平成 25 年度（2013 年度）愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成 26 年（2014 年）3 月 愛知県）

4 津波浸水が想定される避難施設

想定津波により浸水が想定される一時的に避難する施設、避難所等は以下のとおりである。

避難場所では、指定の見直しにより津波浸水が想定される施設はなく、災害時の収容施設となる避難所等では、予備拠点避難所である千鳥津波避難所で 1～2m の浸水が想定されるほか、緑陽小学校区内の避難可能箇所 2 箇所での浸水が想定される。

【津波浸水が想定される避難施設】

小学校区	避難所・避難可能箇所	
	名称	想定浸水深 (m)
緑陽	①千鳥津波避難所（予備）	1.0～2.0
	②緑陽市民館（可）	0.01～0.3
	③一番畑保育園（可）	0.01～0.3
大田	—	—
横須賀	—	—

※（予備）予備拠点避難所、（可）避難可能箇所

※想定浸水深は、南海トラフの巨大地震モデル検討会において検討された浸水域等データ（内閣府）を基に作成した図面から確認

5 地震・津波による被害の想定（試算）

対象とする地震・津波による被害の想定（試算）は以下のとおりである。この試算は、対象とする地震・津波について、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（平成24年（2012年）8月29日内閣府発表）」での被害想定手法に基づき、愛知県独自の基礎データを加味して愛知県が推計したものである。

ア 建物被害（全壊・焼失棟数）

対象とする地震・津波による建物被害（全壊・焼失棟数）の想定は以下のとおりである。本市の地震・津波に伴う全壊・焼失棟数は約8,000棟で、うち浸水・津波による全壊は約200棟である。

なお、津波・浸水による全壊率は、浸水深と建物構造の関係から、浸水深が高く、木造建物が多い天白川周辺の住宅地域での被害が大きくなると想定される。

【建物被害（全壊・焼失棟数）】※建物等被害が最大になるケースとして冬・夕方（18時）を想定

項目	全壊・焼失棟数	備考
揺れによる全壊	約5,100棟	
液状化による全壊	約70棟	
浸水・津波による全壊	約200棟	津波浸水深ごとの建物被害率の関係を用いて建物構造別に全壊棟数を算出
急傾斜地崩壊等による全壊	約10棟	
地震火災による焼失	約2,600棟	
計	約8,000棟	全壊・焼失率：約26% (試算に用いた建物棟数：31,163棟)

※試算に用いた建物棟数：平成24年（2012年）3月時点の課税台帳データ等に基づく（非課税の公共施設等を含む）

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年（2014年）5月30日愛知県防災会議地震部会）資料

イ 人的被害（死者数）

対象とする地震・津波による人的被害（死者数）の想定は以下のとおりである。本市の地震・津波に伴う死者数は約 400 人で、うち浸水・津波による死者は約 60 人（浸水域内の揺れによる建物倒壊に伴う自力脱出困難者が約 30 人、切迫避難あるいは避難しないことによる逃げ遅れが約 30 人）と想定されている。

なお、津波に巻き込まれた場合の死者数は、浸水深 30 c m 以上で死者が発生し始め、浸水深 1m 以上で津波に巻き込まれた人がすべて死亡すると仮定した死者率の関数により算出されている。

【人的被害（死者数）】※死者が最大になるケースとして冬・深夜（5 時）を想定

項目	死者数	備考
建物倒壊等による死者	約 300 人	
浸水・津波による死者 （早期避難率低の場合※）	約 60 人	うち自力脱出困難が約 30 人、 逃げ遅れが約 30 人
急傾斜地崩壊等による死者	被害わずか	
地震火災による死者	約 100 人	
計	約 400 人	死亡率：約 0.4% （試算に用いた人口：107,690 人）

※早期避難率低：早期避難比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。「すぐに避難する」が約 20%、「避難はするがすぐには避難しない」が 50%、「切迫避難あるいは避難しない」が 30%。

※試算に用いた人口：平成 22 年（2010 年）国勢調査による人口

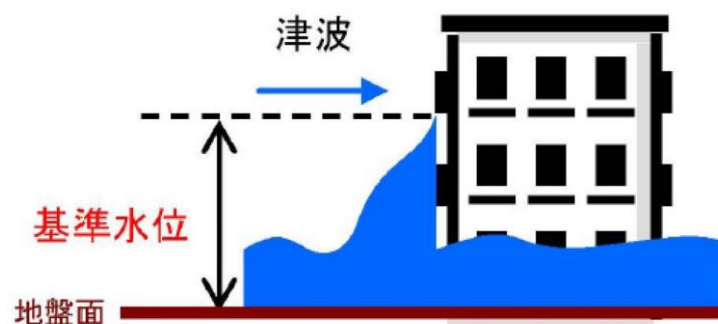
資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年（2014 年）5 月 30 日愛知県防災会議地震部会）資料

第4節 津波災害警戒区域

津波災害警戒区域とは、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、令和元年（2019年）7月に愛知県知事が指定した。

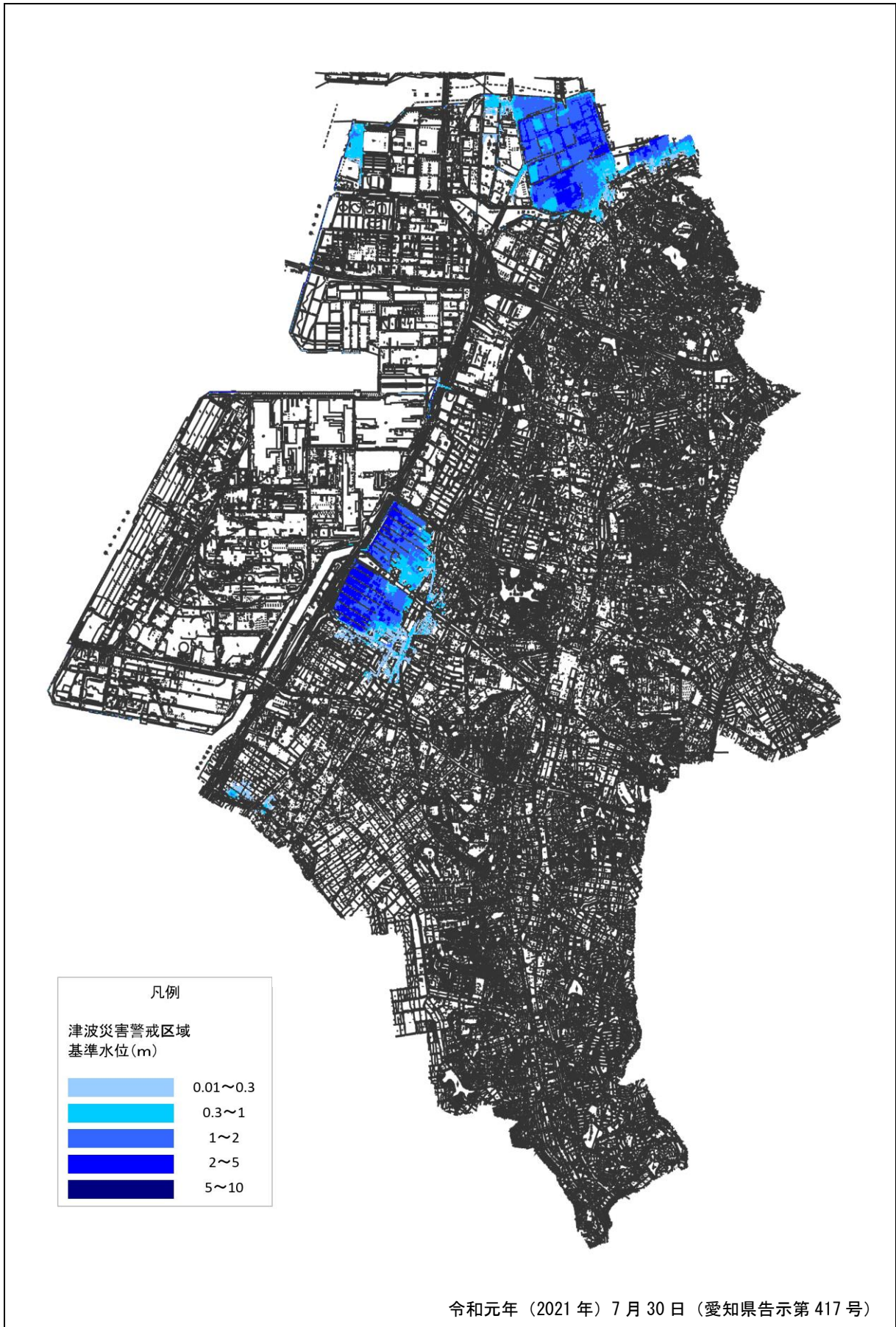
津波災害警戒区域が指定されたことにより、従来からの防災マップに加え、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示、周知することで警戒避難体制を図る。

さらに、地域防災計画に定める避難促進施設（地下該当又は要配慮者利用施設）は、避難確保計画の作成が義務づけられ、避難確保体制及び避難訓練等により避難体制が強化される。



「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せきあげ高）を加えて定める水位であり、地盤面からの高さで表示している。

【津波災害警戒区域及び基準水位】



第5節 津波対策の目標・方針

1 減災の目標

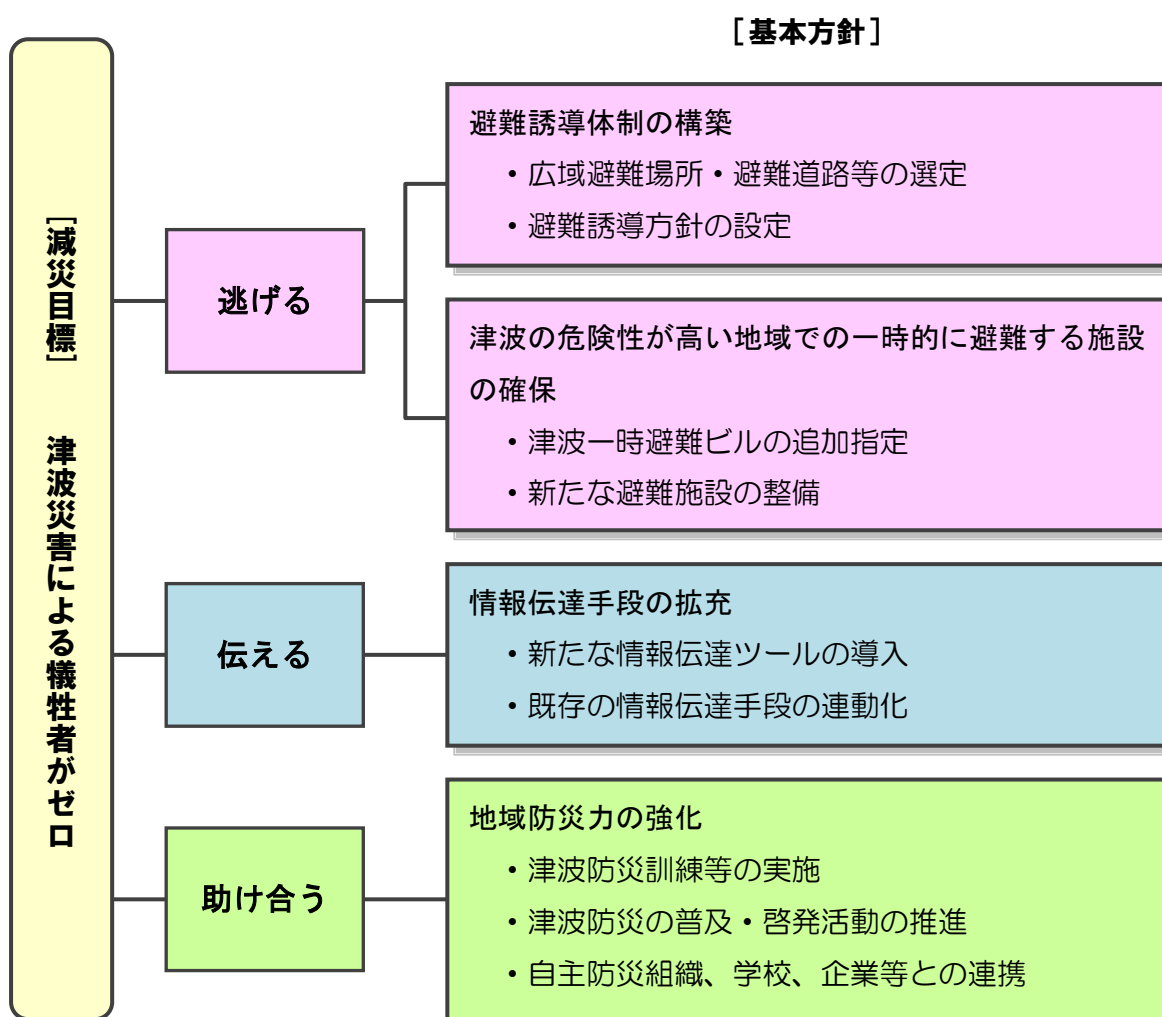
津波対策については、津波災害から安全な地域に避難し、身を守ることが大原則である。本市においては、想定津波による津波高T.P.+30cmの津波到達時間が約90分と推計されるものの、臨海部の低平地に浸水予想地域が分布することから、安全な高台等への避難距離が長い地域もあり、津波からの避難に支障が出ることも想定される。

このため、本市の津波対策については、想定津波における津波浸水予想地域の避難対策を強化することを最優先に考え、『津波災害による犠牲者がゼロ』になることを目標とする。

2 基本方針

津波対策にかかわる減災目標を踏まえ、「逃げる」、「伝える」、「助け合う」ことを基本的な考え方として、避難対策強化を主眼においた津波対策の基本方針を以下のとおり設定する。

【津波対策の減災目標と基本方針の体系】



(1) 避難誘導體制の構築

本市においては、津波にかかわる避難場所、避難道路は明確になっていない。また、津波浸水想定区域には、発災時に援護を必要とする避難行動要支援者も存在し、避難行動の迅速な支援が必要である。

このため、広域避難場所・避難道路の選定や避難誘導方針の設定など、津波からの避難にかかわる方針を定め、津波災害に対し、迅速かつ円滑な避難誘導體制の構築を図る。

(2) 津波の危険性が高い地域での一時的に避難する施設の確保

本市においては、津波災害時の緊急的な避難に対応するため、津波一時避難ビルの指定を推進しているが、令和3年(2021年)12月時点で指定された津波一時避難ビルは、22施設となっている。このような中、対象とする地震・津波による人的被害(死者数)の想定においては、津波からの逃げ遅れによる犠牲者も想定されており、津波災害の危険が切迫した状況において、津波から生命を守る可能性の高い手段を、地域内に少しでも多く確保していくことが求められる。

このため、さらなる津波一時避難ビルの指定や新たな避難施設の整備等により、津波の危険性が高い地域での一時的に避難する施設の確保を図る。

(3) 情報伝達手段の拡充

本市においては、沿岸部への地域防災無線屋外拡声子局(防災スピーカー)の設置、防災ラジオの頒布などを通じて、発災時の津波情報伝達手段の確保を図っている。しかし、発災時の状況によっては、住民への迅速な情報伝達ができない場合が想定され、東日本大震災でも地域防災無線の破損、バッテリー切れ等により、十分な伝達ができなかったケースが見受けられた。

このため、新たな情報伝達ツールの導入や既存情報手段の連動化等により、情報伝達手段の拡充を図る。

(4) 地域防災力の強化

本市においては、平成15年(2003年)に愛知県が公表した東海地震・東南海地震の被害想定において、津波被害がなかったことから、津波対策について特別な取り組みを行ってこなかったが、東日本大震災以降は、津波被害もあり得ると考え、防災マップ(標高図)の全戸配布、沿岸部への防災スピーカーの設置及び公共施設等に標高表示シート等の整備を進めてきた。このような中、最大クラスの津波に対しては、本市の一部地域が浸水する可能性があり、住民の避難を基本とした津波対策の推進が求められている。

このため、自主防災組織、学校、企業等との連携により、津波防災訓練、津波防災の普及・啓発活動などを促進し、地域防災力の強化を図る。